

港湾法第55条の3の3の規定に基づき、
国土交通大臣が管理する施設とその管理の内容
(令和6年1月2日～2月1日)

1. 七尾港関係.....	1
2. 輪島港関係.....	4
3. 飯田港関係.....	5
4. 小木港関係.....	6
5. 宇出津港関係.....	7
6. 穴水港関係.....	9

国土交通省港湾局

1. 七尾港関係

種類	名称	所在地	管理の内容		
水域施設（航路）	第一航路 （A-1-1）	石川県七尾市	航路の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務		
	外航航路 （A-1-2）				
	内航航路 （A-1-3）				
水域施設（泊地）	寿 （A-2-2、A-2-3 及びA-2-4）			石川県七尾市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	府中、矢田新 （A-2-5）				
	矢田新（第一西） （A-2-6及びA-2-7）				
	矢田新（第二東） （A-2-8）				
	矢田新 （A-2-9及びA-2-10）				
	万行 （A-2-11及びA-2-12）				
	大田 （A-2-13、A-2-14、A-2-23及びA-2-24）				
	上三室 （A-2-15）				
	鹿渡島 （A-2-17）				
	須曾（西） （A-2-18）				
	須曾（東） （A-2-19）				
	佐波 （A-2-20）				

	二穴 (A-2-21)		
	日出ヶ島 (A-2-22)		
係留施設(岸壁)	矢田新岸壁 - 5.5m (第一西) (C-1-2)		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新岸壁 - 9m(第二東) (C-1-3)		
	大田物専岸壁 - 10m (C-1-4)		
	大田2号岸壁 - 10m (C-1-5)		
	大田3号岸壁 - 11m (C-1-6)		
	係留施設(係船くい)		
係留施設(棧橋)	矢田新さん橋 - 7.5m (第一西) (C-4-2)		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新さん橋 - 5.5m (第一東) (C-4-3)		
	須曾(東)さん橋 (C-4-5)		
	府中さん橋 - 4.0m (C-4-7)		
	矢田新さん橋 - 4.0m (C-4-9)		
係留施設(物揚場)	寿物揚場 - 4m (C-6-1及びC-6-2)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新物揚場 - 4m (C-6-4、C-6-5、C-6-10及びC-		

	6-14)		
	矢田新物揚場-2m (C-6-7及びC-6-8)		
	矢田新物揚場-3.5m (C-6-9)		
	万行物揚場-4m (C-6-11及びC-6-15)		
	万行物揚場-1.5m (C-6-12及びC-6-13)		
	大田物揚場 (C-6-16及びC-6-17)		
	上三室物揚場 (C-6-18)		
	鹿渡島物揚場-2m (C-6-19及びC-6-20)		
	須曾物揚場-2m (C-6-21及びC-6-23)		
	須曾物揚場-4m (C-6-22)		
	佐波物揚場-2m (C-6-24)		
	二穴物揚場-2m (C-6-25)		
	日出ヶ島物揚場-2m (C-6-26)		
	府中物揚場-4m (C-6-27)		
係留施設(船揚場)	寿船揚場 (C-7-4)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	大田船揚場 (C-7-6及びC-7-13)		

	上三室船揚場 (C-7-7)		
	鹿渡島船揚場 (C-7-8)		
	須曾船揚場 (C-7-9)		
	佐波船揚場 (C-7-10)		
	二穴船揚場 (C-7-11)		
	日出ヶ島船揚場 (C-7-12)		

2. 輪島港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	泊地（-4.0m） (A-2-1及びA-2-2)	石川県輪島市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	泊地（-3.0m） (A-2-3及びA-2-4)		
	泊地（-1.0m） (A-2-5)		
	泊地（-7.5m） (A-2-6)		
係留施設（岸壁）	マリンタウン岸壁 (C-1-1)		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（栈橋）	1号さん橋 (C-4-1)		栈橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号さん橋 (C-4-2)		
	3号さん橋 (C-4-3)		
	4号さん橋 (C-4-4)		
係留施設（物揚）	1号物揚場		物揚場の利用可否の判断、応

場)	(C-6-1)		急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号物揚場 (C-6-2)		
	3号物揚場 (C-6-3)		
	4号物揚場 (C-6-4)		
	5号物揚場 (C-6-5)		
	6号物揚場 (C-6-6)		
	7号物揚場 (C-6-7)		
	8号物揚場 (C-6-8)		
	9号物揚場 (C-6-9)		
	10号物揚場 (C-6-10)		
	11号物揚場 (C-6-11)		
	12号物揚場 (C-6-12)		
	13号物揚場 (C-6-13)		
	14号物揚場 (C-6-14)		
係留施設（船揚場）	1号船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号船揚場 (C-7-2)		
	3号船揚場 (C-7-3)		

3. 飯田港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	泊地（-2m） (A-2-1)	石川県珠洲市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれの

	航路泊地（－4 m） （A－2－2）		ある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	航路泊地（－5.5 m） （A－2－3）		
	泊地（－4.5 m） （A－2－4）		
係留施設（岸壁）	－5.5 m岸壁 （C－1－1）		
	－4.5 m岸壁 （C－1－2）		
係留施設（棧橋）	さん橋 （C－4－1）		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（物揚場）	物揚場 （C－6－1、C－6－2、C－6－3、C－6－4、C－6－5及びC－6－6）		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（船揚場）	船揚場 （C－7－1及びC－7－2）		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務

4. 小木港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	泊地（－3.5 m） （A－2－1）	石川県鳳珠郡能登町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	船舶泊地（－4.5 m） （A－2－2）		
	泊地（－3.0 m） （A－2－3）		
	船舶泊地（－5.0 m） （A－2－4）		
係留施設（岸壁）	－4.5 m岸壁 （C－1－1、C－1－2、C－1－3及びC－1－4）		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務

	-5. 0m岸壁 (C-1-5)		
係留施設 (棧橋)	さん橋 (C-4-1、C-4-2 及びC-4-3)		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設 (物揚場)	物揚場 (C-6-1、C-6-3、C-6-4、C-6-5、C-6-6、C-6-7、C-6-8、C-6-9、C-6-10、C-6-11、C-6-12、C-6-14、C-6-15、C-6-17及びC-6-18)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設 (船揚場)	本小木 船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	船揚場 (C-7-2、C-7-6、C-7-9及びC-7-11)		
	越坂第2船揚場 (C-7-5)		

5. 宇出津港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設 (泊地)	泊地 (-1. 0m) (A-2-1)	石川県鳳珠郡 能登町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	泊地 (-1. 0m) 藤波 (A-2-2)		
	泊地 (-2. 0m) (A-2-3、A-2-4 及びA-2-5)		
	泊地 (-3. 0m) (A-2-7)		
	泊地 (-4. 0m) (A-2-8、A-2-		

	9、A-2-11及びA-2-12)		
	泊地(-1.5m) (A-2-10)		
係留施設(棧橋)	第1さん橋 (C-4-1)		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	第2さん橋 (C-4-2)		
	第3さん橋 (C-4-3)		
	第5さん橋 (C-4-5)		
係留施設(物揚場)	1号物揚場 (C-6-1)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号物揚場 (C-6-2)		
	3号物揚場 (C-6-3)		
	4号物揚場 (C-6-4)		
	5号物揚場 (C-6-5)		
	8号物揚場 (C-6-8)		
	9号物揚場 (C-6-9)		
	10号物揚場 (C-6-10)		
	12号物揚場 (C-6-12)		
	13号物揚場 (C-6-13)		
	14号物揚場 (C-6-14)		
15号物揚場 (C-6-15)			
係留施設(船揚場)	第1船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整そ

	第2船揚場 (C-7-2)		その他これらの業務を行うために必要な業務
	第3船揚場 (C-7-3)		

6. 穴水港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	内港 (A-2-1)	石川県鳳珠郡 穴水町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	外港 (A-2-2)		
係留施設（物揚場）	川島A物揚場 (C-6-1)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	川島B物揚場 (C-6-2)		
	大町A物揚場 (C-6-7)		
	大町B物揚場 (C-6-8)		
	城山物揚場 (C-6-10)		
川島物揚場 (C-6-11、C-6-12及びC-6-13)			
係留施設（船揚場）	城山船揚場 (C-7-1)	船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務	
	内浦船揚場 (C-7-2)		